緊急一時避難施設と一時滞在施設のデュアルユースの推進に関する検討会
開催要綱

（目的）

第１条　本検討会は、「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針（令和８年３月閣議決定）」を受け、緊急一時避難施設の更なる指定促進と大規模自然災害対策推進の相乗効果の観点から、特に、自然災害時の帰宅困難者対策のための一時滞在施設の確保の取組を念頭に、地方公共団体、民間事業者・施設管理者、業界団体等と連携し、武力攻撃事態等や大規模自然災害などの緊急事態に関する知見や課題等の共有を進め、緊急一時避難施設の具体的な運用面の課題の検討・整理を行い、国民保護と自然災害時との避難施設のデュアルユースを推進する環境整備を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本検討会は「緊急一時避難施設と一時滞在施設のデュアルユースの推進に関する検討会」と称する。

（検討事項）

第３条　検討会は、次の事項について調査検討を行う。

（１）緊急一時避難施設の具体的な確保及び運営に係る「手引き」の作成に関すること

（２）緊急一時避難施設の確保に係る奨励・促進策に関すること

（３）その他必要と認められる事項

（組織）

第４条　検討会の委員は、学識経験者等から、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長が委嘱する。

２　検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

３　座長に事故がある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第５条　座長及び委員の任期は、委嘱した日から令和９年３月 31 日までとする。

（会議）

第６条　座長は、検討会を主宰する。

２　座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（雑則）

第７条　検討会の事務局は、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室とする。

２　検討会の庶務は、事務局より委託を受けた社会システム株式会社が行う。

３　検討会は、原則として非公開とする。ただし、座長が会議の運営上必要と認める場合

はこの限りではない。

4　議事要旨及び配布資料（以下「議事要旨等」という。）は、原則として公開とする。ただし、議事要旨等を公開することにより当事者又は第三者の権利や利益を害するおそれがあることその他の理由により座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

5　検討会には、委員の代理者の出席を認める。

6　この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則　この要綱は、令和８年８月４日から施行する。